



熊本県公報

第13024号
令和3年(2021年)
5月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○予算の専決処分	(財政課) 1
○水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定	(環境保全課) 1
公 告	
○公共測量の終了	(監理課) 3
○基本測量の終了	(") 3
○公共測量の終了	(") 3
○令和3年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務衛生課) 3
○住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守に関する業務委託契約の相手方	(市町村課) 5
登 載 依 頼	
○政治資金規正法第17条2項適用団体	(選挙管理委員会) 6
○熊本県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程	(") 6

告 示

熊本県告示第456号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和3年（2021年）4月28日付けで専決した令和3年度（2021年度）熊本県一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。
令和3年（2021年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 4 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,504,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 874,784,763千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第457号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年

1 2月環境庁告示第59号)の別表2の1の(1)のイ及び別表2の1の(2)のウに掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、令和3年(2021年)6月1日から施行する。

令和2年(2020年)熊本県告示第454号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)は、令和3年(2021年)5月31日限り、廃止する。

令和3年(2021年)5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

別表 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

1 河川

水 域	該当類型	達成期間
関川(水生生物) (全域)	生物B	イ
浦川(水生生物) (全域)	生物B	イ
菜切川(水生生物) (全域)	生物B	イ
行末川(水生生物) (全域)	生物B	イ
境川(水生生物) (全域)	生物B	イ
菊池川上流(水生生物) (豊潤橋より上流)	生物A	イ
菊池川下流(水生生物) (豊潤橋より下流)	生物B	イ
迫間川上流(水生生物) (竜門ダム堤体より上流(竜門ダム貯水池を除く))	生物A	イ
迫間川下流(水生生物) (竜門ダム堤体より下流)	生物B	イ
合志川(水生生物) (全域)	生物B	イ
坪井川(水生生物) (全域)	生物B	イ
堀川(水生生物) (全域)	生物B	イ
井芹川(水生生物) (全域)	生物B	イ
白川(水生生物) (全域)	生物B	イ
黒川(水生生物) (全域)	生物B	イ
緑川上流(水生生物) (緑川ダム堤体より上流(緑川ダム貯水池を除く))	生物A	イ
緑川下流(水生生物) (緑川ダム堤体より下流)	生物B	イ
御船川上流(水生生物) (七滝より上流)	生物A	イ
御船川下流(水生生物) (七滝より下流)	生物B	イ
加勢川(水生生物) (全域)	生物B	イ
天明新川(水生生物) (全域)	生物B	イ
浜戸川(水生生物) (全域)	生物B	イ
教良木川(水生生物) (全域)	生物B	イ
亀川(水生生物) (全域)	生物B	イ
広瀬川(水生生物) (全域)	生物B	イ
一町田川(水生生物) (全域)	生物B	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

2 湖沼

水 域	該当類型	達成期間
竜門ダム貯水池(水生生物) (全域)	生物A	イ
緑川ダム貯水池(水生生物) (全域)	生物A	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、湖沼の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

公 告

熊本県公告第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点及び水準点の設置）	令和2年（2020年） 12月23日から 令和3年（2021年） 1月5日まで	宇城市松橋町
公共測量（基準点及び水準点の設置）	令和3年（2021年） 2月18日から 令和3年（2021年） 2月19日まで	宇城市松橋町、不知火町、小川町

熊本県公告第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	令和2年（2020年） 4月1日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第323号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（MMS計測データ）	令和2年（2020年） 10月22日から 令和3年（2021年） 3月24日まで	熊本市内全域

熊本県公告第324号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

令和3年（2021年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和3年（2021年）8月3日（火） 午前10時から正午まで

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和3年（2021年）8月17日（火）に延期する。

(2) 場所

ホテル熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）

2 試験の種類

- 試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。
- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
 - (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農薬用」という。）
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

- (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
- (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農薬用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

- (1) 受験願書の請求等
受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）（以下「熊本県保健所という。」）で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所に請求すること。
- (2) 受験願書受付期間
令和3年（2021年）5月31日（月）から6月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、令和3年（2021年）5月31日（月）から6月11日（金）までの間の消印があるものを有効とする。
- (3) 受験願書提出先
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所とする。
- (4) 受験手数料
10,700円
- (5) 受験願書を郵送で提出する場合
郵送で提出する場合は必ず書留とし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きすること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和3年（2021年）7月下旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

令和3年（2021年）8月10日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

- (1) 合格発表
令和3年（2021年）9月3日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホ

- ール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。
- (2) 合格証の交付
令和3年(2021年)9月3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、受験願書を提出した機関において交付する。
- (3) 得点に関する開示
熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和3年(2021年)10月5日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 試験問題の内容に関する問合せ
試験問題の内容に関する問合せは、令和3年(2021年)8月24日(火)までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話 096-333-2242)へ行うこと。
- 9 問合せ先(受験願書請求及び提出先)
- (1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2242
- (2) 熊本県有明保健所衛生環境課
郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004番地1
電話 0968-72-2184
- (3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課
郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2
電話 0968-44-4121
- (4) 熊本県菊池保健所衛生環境課
郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10
電話 0968-25-4135
- (5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課
郵便番号 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402番地
電話 0967-24-9035
- (6) 熊本県御船保健所衛生環境課
郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見396番地1
電話 096-282-0016
- (7) 熊本県宇城保健所衛生環境課
郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1
電話 0964-32-1148
- (8) 熊本県八代保健所衛生環境課
郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地
電話 0965-33-3198
- (9) 熊本県水俣保健所衛生環境課
郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号
電話 0966-63-4104
- (10) 熊本県人吉保健所衛生環境課
郵便番号 868-8503 人吉市西間下町86番地1
電話 0966-22-3107
- (11) 熊本県天草保健所衛生環境課
郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530番地
電話 0969-23-0172

熊本県公告第325号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守に関する業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村課
郵便番号862-8570 熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年(2021年)3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構

- 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
70,771,272円(うち消費税及び地方消費税の額6,433,752円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第21号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和3年(2021年)4月1日以後は、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年(2021年)5月7日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地
国の富源党	長友 清富	長友 清富	球磨郡錦町西2091

熊本県選挙管理委員会告示第22号

熊本県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年(2021年)5月7日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

題名を次のように改める。

熊本県選挙管理委員会における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程本則中「情報通信の技術を利用する」を「情報通信技術を利用する」に、「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。